



議会だより



第3回かすみがうら祭

目次 CONTENTS

1. 9月定例会・臨時会審議	2～4 PAGE
2. 決算審査特別委員会	5～6 PAGE
3. 討論	7～9 PAGE
4. 委員会付託案件の審査	10 PAGE
5. 一般質問	11～14 PAGE
6. 所管事務調査	15 PAGE
7. コラム	16 PAGE

平成19年第3回定例会審議



平成19年第3回定例会が、9月6日から9月20日までの15日間の会期で開催されました。今定例会では決算審査特別委員会を設置後、各特別委員会へ付託し、12日、13日の2日間において、平成18年度各会計決算を審査しました。また、平成19年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正などについて、各所管の常任委員会へそれぞれ付託して審査を行ったほか、10日、11日の2日間においても一般質問（後頁P11～14）が行われました。

今定例会に上程された議案等の要旨は次のとおりです。

議案第5号

かすみがうら市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について **可決**

▼議案第5号は、議長の報酬月額を33万4千円・副議長を28万5千円・議員を26万9千円と改正するものであります。

質疑 今回の住民の運動によって、1万3千名の署名が提出され、改正せざるを得ないという結果になったが、報酬等審議会委員の立場はどのように考えているのか。

議員 報酬審議会委員の方も、近隣の市町村及び県全域の議員報酬というものを鑑みながら答申いたしました。そのことに対して、議会において議員16名が賛成し可決をしました。これも間違いではないと思います。ただ今回、市民への周知が遅かったこと、これは議会の責任でもあります。そして、この時勢に38万円という金額の表現の仕方も、41%アップばかりが目立ってしまった。県内でも平均的な金額と私は確信しております。また、いつの日か議員の報酬、さらには特別職の報酬にまで考えていただける時期があるのではないかと思います。

議案第74号

平成18年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について **認定**

▼議案第74号は、平成18年度かすみ

がうら市一般会計の決算額で歳入総額150億895万円、歳出総額142億4,287万3千円、形式収支額は、7億6,607万7千円となり、このうち翌年度に繰越す繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は7億1,794万7千円の決算額です。

質疑 平成18年度決算に係る予算現額との比較における100万円以上の差額、不納欠損に至った理由、財産売り払いの収入について、起債の当初予算との対比、生活保護費で扶助費内訳の説明を求める。

市民部長 比較のうち100万円以上の差額の歳入について市民税・固定資産税・軽自動車税等・外国人登録事務委託金・社会福祉費委託金・徴税費委託金・延滞金が増えます。手数料・老人医療費補助金が減です。不納欠損については、個人市民税で334万6,547円、40件です。執行停止後の3年経過が22件、即時消滅が18件の内容です。固定資産税が399万71円、19件で、執行停止の3年経過です。軽自動車税は5万9,400円で5件です。執

行停止の3年経過が4件、即時消滅が1件という内容です。歳出で100万円以上の差額は民生費の社会福祉費・負担金補助の扶助費です。

総務部長 財産売却収入774万2,200円については、5件・7筆の総面積911㎡の土地を払い下げたものです。

市長公室長 平成18年度起債については、予算で24億1,850万円、実借入額21億370万です。

福祉部長 平成18年度の決算で保護費全体では、4億100万円です。そのうち生活扶助が978万円、対象者176名。住宅扶助が4,360万円、対象者135名です。医療扶助が2億3,100万円、対象者175名です。

議案第75号

平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について **認定**

▼議案第75号は、平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計の決算額で歳入総額39億5,488万円、歳出総額39億7,990万8千円で形式収支額は2,502万8千円の不足となりました。さらに、翌年度に繰越す繰越明許費繰越額は68万2千円を加えた実質収支額は2,571万円の不足となり、翌年度の歳入よ

9月定例会・臨時会審議

り2, 571万円を繰上げ充用しました。

議案第76号

平成18年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について **認定**

▼議案第76号は、平成18年度かすみがうら市老人保健特別会計の決算額で歳入総額32億1, 594万5千円、歳出総額31億3, 024万円で実質収支額は8, 570万5千円の決算額です。

議案第77号

平成18年度かすみがうら市下水道事業特別会計決算の認定について **認定**

▼議案第77号は、平成18年度かすみがうら市下水道事業特別会計では歳入総額15億1, 340万6千円、歳出総額15億1, 186万3千円で形式収支額は154万3千円。このうち翌年度に繰越す繰越明許費繰越額24万4千円を差引いた実質収支額は129万9千円の決算額です。

議案第78号

平成18年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計決算の認定について **認定**

▼議案第78号は、平成18年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計では歳入総額3億5, 698万3千円、歳出総額は3億3, 537万円

で実質収支額は2, 161万3千円の決算額です。

議案第79号

平成18年度かすみがうら市土地取得特別会計決算の認定について **認定**

▼議案第79号は、平成18年度かすみがうら市土地取得特別会計では歳入歳出とも1, 970万1千円です。

議案第80号

平成18年度かすみがうら介護保険特別会計決算の認定について **認定**

▼議案第80号は、平成18年度かすみがうら介護保険特別会計では歳入総額22億838万9千円、歳出総額21億1, 454万円で形式収支額は9, 384万9千円。翌年度に繰越す繰越明許費繰越額16万8千円を差し引いた実質収支額は、9, 368万1千円の決算額です。

議案第81号

平成18年度かすみがうら市水道事業会計の決算の認定について **認定**

▼議案第81号は、平成18年度市水道事業会計の決算で水道事業収益は11億1, 117万円、水道事業費は10億6, 473万4千円です。

議案第82号

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の制定について **可決**

▼議案第82号は、市が所管する施設

について、暴力団員等が利益を図り、組織を発展維持させるために、公共施設の使用について防止することから条例を制定するものです。

議案第83号

かすみがうら市情報公開条例の一部改正について **可決**

議案第84号

政治倫理の確立のためのかすみがうら市長の資産公開に関する条例の一部改正について **可決**

議案第85号

かすみがうら市都市公園条例の一部改正について **可決**

▼議案第85号は、都市公園の名称及び位置の別表を追加するための一部改正です。

議案第86号

かすみがうら市火災予防条例の一部改正について **可決**

▼議案第86号は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正するものです。

議案第87号

市道路線の認定について **可決**

議案第88号

市道路線の認定について **可決**

議案第89号

市道路線の認定について **可決**

議案第90号

市道路線の廃止について **可決**

議案第91号

市道路線の認定について **可決**

▼議案第87号から議案第91号は、市道の認定・廃止をするため、議会の議決をするものです。

議案第92号

平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号) **可決**

▼議案第92号は、平成19年度かすみがうら市一般会計の歳入歳出の総額をそれぞれ1億3, 780万5千円追加し、総額153億7, 113万1千円とするものです。

質疑

まちづくり交付金及び霞ヶ浦・北浦いけす養殖再編対策事業補助金について伺う。

市長公室長 まちづくり交付金については、土木費・都市計画費に充てる国庫補助金4, 000万円の補正をした内容です。

土木部長 神立停車場線の木田余神立線との接続部分で、まだ、改良がなされていないショッピングモール東側の区間約200mをまちづくり交付金の事業により早期整備を図るものです。今年度、用地取得及び物件補償等を行い、来年度から工事に着手する予定です。環境経済部長 霞ヶ浦の網いけす撤去費の補助です。1網10万

円の補助で30網を撤去するので300万円の内容で霞ヶ浦の漁業組合へ支出いたします。

議案第93号

平成19年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算(第2号)

可決

▼議案第93号は、平成19年度かすみがうら市老人保健特別会計の歳入歳出の総額をそれぞれ6,755万4千円追加し、総額32億9,878万4千円とするものです。

議案第94号

平成19年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

可決

▼議案第94号は、平成19年度かすみがうら市下水道事業特別会計の歳入歳出の総額をそれぞれ1,053万1千円追加し、総額9億9,292万7千円とするものです。

議案第95号

平成19年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

可決

▼議案第95号は、平成19年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出の総額をそれぞれ1,861万3千円追加し総額を3億6,811万7千円とするものです。

議案第96号

平成19年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第2号)

可決

▼議案第96号は、平成19年度かすみがうら市介護保険特別会計の歳入歳出の総額をそれぞれ892万1千円追加し総額21億7,850万3千円とするものです。

議長発議

閉会中の継続審査について

決定

請願陳情の審査結果

請願第6号

学童保育の拡充について

趣旨採択

▼平成19年7月11日、8月28日の2回にわたり委員会を開催し、各委員からさまざまな質疑、意見が出されたが、当市の受け入れ施設の状況、その他種々対応能力にまだ未整備などところがあり、今後の行政対応の検討、実施推進を求めるものとして、請願者の趣旨を十分に汲み取るものとして、採決の結果は、趣旨採択すべきものと決しました。

請願第7号

教育予算の拡充を求める請願

採択

平成19年第2回臨時会が10月18日に開催され、提出された案件(1件)を可決いたしました。

議案第98号

工事請負契約の締結について

可決

▼議案第98号は、平成19年10月2日に一般競争入札を実施した、市道⑥6号線新治橋橋梁架設工事の請負契約の締結について、議会の議決をするものです。なお、この契約案件に関しては、工事期間は平成21年度までの3年間になります。

質疑 最低制限価格設定及び応札業者数について伺う。

総務部長 かすみがうら市最低制限価格設定方法取扱要領第3条の規定により設定いたします。特定建設工事共同企業体について1億円以上の工事または高度な技術、特殊な技能を要する工事については、共同企業体にするものの改正をいたしました。改正事項の概要の中に応募者は5社以上で成立するとあります。

質疑 設計書・積算書の内訳の公表はしないのか伺う。

土木部長 金抜き設計は公表できます。

質疑 入札の時に業者から積算内訳書は添付されているか伺う。

総務部長 応札した業者からは内訳書の提出をさせております。



新治橋イメージ図

一般会計決算審査特別委員会

平成19年第3回市議会定例会の初日、平成18年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定、平成18年度かすみがうら市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案の審査を行うため、10名の議員で一般会計決算審査特別委員会を設置いたしました。特別委員会では、9月12日・13日、市長、教育長並びに各担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行い、全会一致で原案のとおり、認定されました。最終日の本会議で報告し、賛成多数で認定されました。

《委員会での審査内容の主なもの》

Q 当初予算要求した議員研修費を支出せず、全額不用額にしたのはなぜか。

A 研修を実施する期間が年度末までであったので不用額としました。今後は、一般財源を確保する観点から減額補正で対応します。

Q 区長会の補助金について、霞ヶ浦地区は一戸あたり700円、地区割で6万5,000円から8万5,000円の歳出になっているが、来年はどうなるのか。

A 霞ヶ浦地区だけに補助しているもので合併後3年が経過しているため、区長会の役員会の中でも20年度は廃止する方向で説明しています。

Q コミュニティーバスの運行事業について、停留所以外で乗り降りさせることは規約に違反していないのか。また、過剰なサービスとなっていないのか。運行の中で特定の人ばかりが使用しているように見える。

A 停留所以外にバスを停めて乗せることは、業者の方には指導したのですが、結果としてまた発生しているようなので、注意いたします。運行するにあたり、土浦警察署と相談し安全を考慮した上で停留所を設置したので、徹底していきます。

Q 障害者福祉の扶助費3,300万円の不用額の内容は何か。

A 予算計上では見込で計上しました。自立支援法施行に伴い利用者の負担が増加した分、市の負担が減少しました。

Q 農業振興費の不用額について何う。

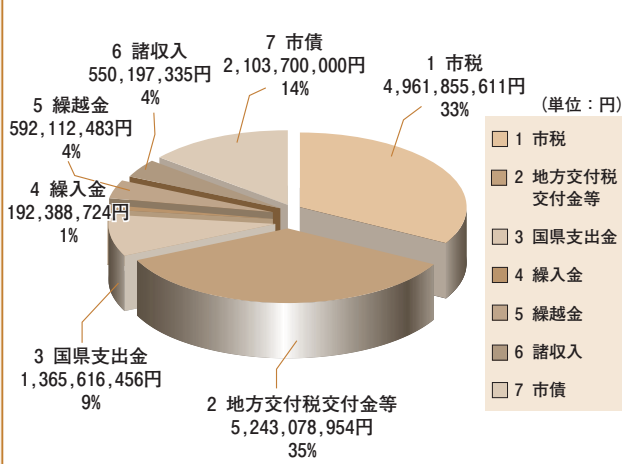
A 主だった不用額は、果樹産地総合整備事業の不用額216万1,000円、園芸施設整備事業での不用額56万3,000円であり、水田営農条件整備事業の不用額です。

Q 耐震化優先度調査委託の内容を何う。

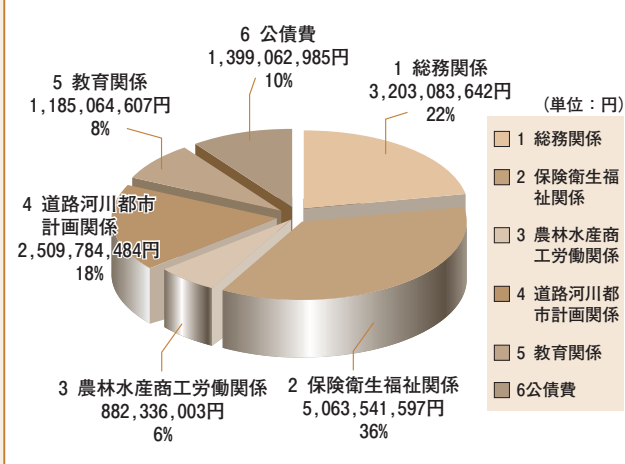
A 市内の小中学校の校舎39棟・体育館11棟が対象で調査し、耐震化の優先順位をつけました。

一般会計決算額【歳入】 150億894万9,563円 【歳出】 142億4,287万3,318円
(17年度決算額【歳入】 149億9,242万6,019円 【歳出】 144億31万3,536円)

平成18年度かすみがうら市一般会計決算（収入済額）



平成18年度かすみがうら市一般会計決算（支出済額）



特別会計決算審査特別委員会

平成18年度かすみがうら市国民健康保険、老人保健、下水道事業、農業集落排水事業、介護保険特別会計歳入歳出決算・水道事業会計決算の認定についての審査を行うため、10名の議員で特別会計決算審査特別委員会を設置いたしました。特別委員会では9月12日に、各担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行い、全議案すべて、全会一致で原案のとおり、認定されました。最終日の本会議で報告し、賛成多数で認定されました。

《委員会での審査内容の主なもの》

Q 財政徴収収入について、国では収納率が悪いとペナルティを課せられるが減額率を伺う。

A 国で示している人口によっても変わるが当市では1万から5万人の被保険者にあたり、前年との収納率が87%から90%未満の範囲で7%の減額、90%から95%未満の範囲で5%の減額となります。

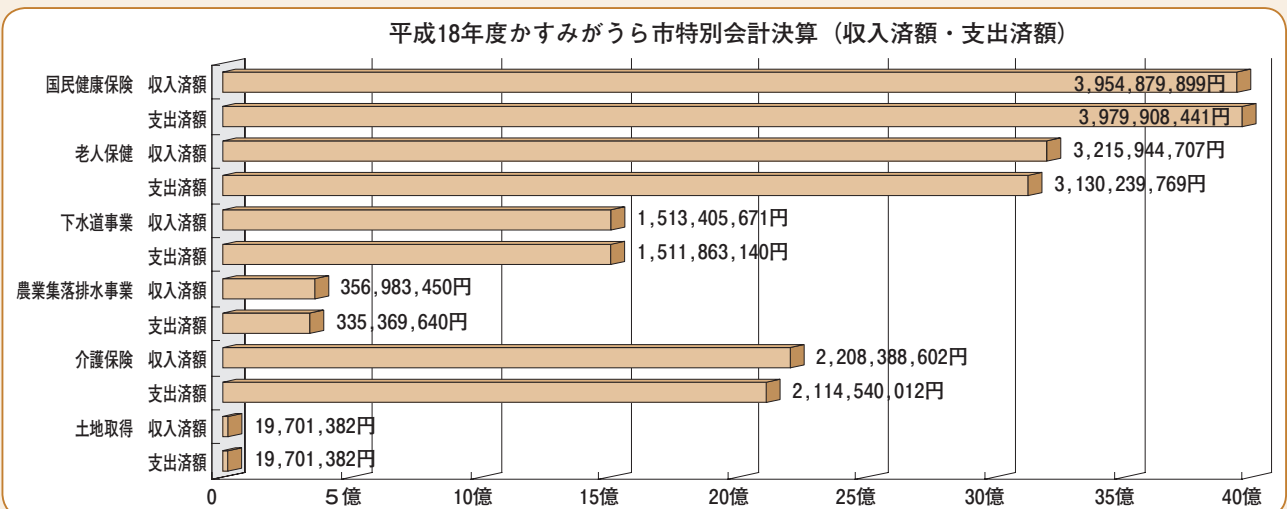
Q 老人保健特別会計の医療給付費について経年度的にはどうなっているのか伺う。

A 総額で、平成16年度32億4千万円、平成17年度32億2千万円、平成18年度は30億円です。

Q 水道事業の経営の効率化について伺う。

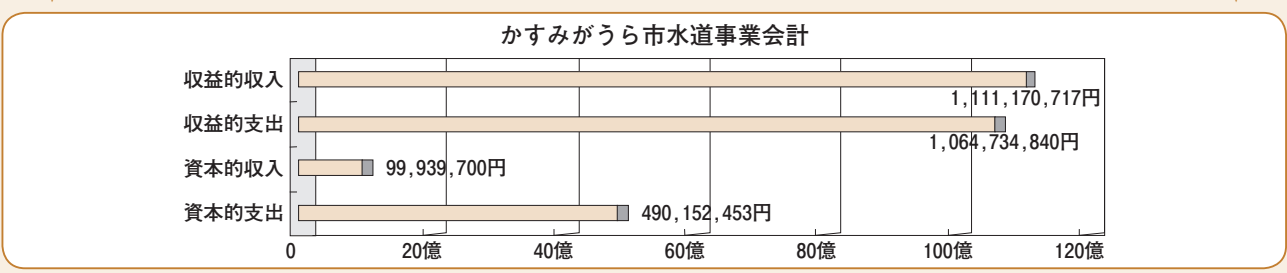
A 第一は支出を抑えること。それから、収益を上げることです。その中には、職員では対応しにくく委託したほうが運営しやすい業務があります。そのひとつは、料金の徴収業務で民間会社に委託しております。業務委託することにより給水停止等による滞納整理を十分に実施することができます。その結果として、収納率が若干、向上しています。過去の滞納分については、現在の滞納分と併せた金額の徴収を実施しているところです。また、職員では対応できない専門的な機械設備についても業務委託して、できる限り故障がなく不明水を配水しない運営の体制を執ります。

特別会計決算額【歳入】112億4,960万2,329円 【歳出】110億7,192万1,002円
(17年度決算額【歳入】96億7,048万9,211円 【歳出】94億311万174円)



水道会計【収益的収入】11億1,117万717円 【収益的支出】10億6,473万4,840円
【資本的収入】9,993万9,700円 【資本的支出】4億9,015万453円

(17年度水道会計【収益的収入】11億3,519万2,116円 【収益的支出】10億9,147万5,228円)
【資本的収入】1,055万1,850円 【資本的支出】3億9,591万7,235円)



第3回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○議案第74号平成18年度かすみぐら市一般会計歳入歳出決算の認定について

反対討論

平成18年度決算について言えることはこの入札制度の改革によって市の財政に多大なメリットを与えたこととあります。実質収支に関する調書から平成18年度の実質収支額は7億1,800万で平成17年度は、5億8,100万円であり、その差額は1億3,700万でありました。入札における落札差金が全体で2億円以上生み出されましたが、その中で一般会計工事費における不用額は1億4,000万円と試算され、入札談合をなくせば財政上の効果があることが証明された訳であります。実質収支比率について通常黒字幅が3%から5%が望ましいとされていますが、かすみぐら市は平成17年度が5.9%平成18年度が7.3%となっています。5%以上の余剰が出ている自治体は本来計画すべき費用を使わなかったこととなります。その分を住民の負担の軽減に充てるべきで

す。入札制度の改革では、一般会計工事費における不用額1億4,000万円のうち一般財源分として使えるのが2,400万円程度だとしています。これらの財源は自治体本来の福祉増進にこそ活用すべきだと考えます。1,800万円あれば乳幼児医療費の無料制度における所得制限の撤廃ができます。特別会計も含めれば子育て奨励金を2万円に戻すこともできるはずです。平成18年度の予算は福祉と教育を切り捨てる最悪の予算だと指摘いたします。平成18年度になって教育予算が一律にカットされ、事務用消耗品が不足する状態でありました。

日本の将来を担う子ども達の教育に日常的な事務費でしわ寄せをすべきではありません。不用額を精査して学校現場の実態から出発した教育予算の充実を図るよう求めます。合併した自治体の財政は縮小すべきなのに実際には特例債分だけ膨れ上がる公共施設を増やして地方債残高が急増してはなりません。本来国や県の補助でできる道路・橋梁建設も合併特例債で肩代わりするなど新市建設計画事業は合併協議での約束だとして無駄使いだと市民から批判されても事業を強行する一方で、市民へのサービス低下・負担増を平気で強行する。何のための合併だったの

か市民から批判が出るのは当然です。地域福祉センター建設については中止を含めた見直しを求めました。市民からの、地域要望に基づく施設ではない箱物を先に造って後で利用の拡大をどうするのかを考えるという逆立ち行政です。



○議案第74号平成18年度かすみぐら市一般会計歳入歳出決算の認定について

賛成討論

当市において平成18年度は、入札制度の改革等に取り組み、数々の諸問題乗り越え、功を奏して現在に至っている訳であり、本議案は、まさしくその証であります。

合併後の2年目に市の執行が凍結してしまった期間がありながらも、市長と執行部が共に難局を乗り越えて、決算監査講評

のとおり、概ね適正に執行され、この局面に歳入歳出差し引き残額を17年度約5億8,080万円の残に比べ、18年度は7億1,794万7千円の黒字とされたことは、起債の繰上償還も想定されるなど、地方交付税の減少に向けた紛れもない評価するべき証であります。当市の平成18年の人口推移は、自然動態及び社会動態において、この地域かつてない198人もの減少となっております。ところが、決算の質疑で説明がありましたとおり、税源移譲がまだ算入されない市民税がおおよそ1億円の増収、法人税もおおよそ1億の増収、固定資産税においてもおおよそ8千万円の増収となり、人口も平成19年4月1日現在において、前年比134人の増加、198世帯の増加と現れています。歳出面では、少子高齢化に対応すべく福祉関係では民生費において、障害者自立支援法が適用開始された年度にも関わらず、問題なく公平公正に執行されて1億1,339万2,177円を節減されました。土木費においては前年度決算、1,675万555円の不用額に比べ、今年度は1億3,148万7,248円が不用額とされ、市長の入札制度改革の成果であります。これらを踏まえ、議案第74号の平成18年度一般会計決

算については、今後、歳入の自主財源がますます厳しい折、新たなまちづくりをすすめる、歳出削減に努めた布石として、さらには市政の巻き直しを図られた足跡として賛成するものであります。

○議案第75号平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

反対討論

議案第75号平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論をいたします。保険料が高すぎて払えないというのが滞納の大きな要因であると思います。滞納額が6億円、収納率の低下によるペナルティーで国からの財政調整交付金が約2千万円減額されてしまっていることも審議の中で明らかにありました。国保会計の改善が急務であります。滞納保険料の引き上げの悪循環に陥っています。特に旧霞ヶ浦町地区は合併前の駆け込み的な値上げで負担が重くなり、それが近年の急激な収入の落ち込みなども影響して滞納額は大幅に増加しました。不均一課税の是正と称して再び値上げを強行しましたが霞ヶ浦地区の被保険者には大幅な値上げとなっております。保険証交付について資格

証明書の発行を行っていないことは評価されますが、一方で保険証をもらっていない世帯が725件という深刻な事態も明らかになりました。平成18年度は当初予算と決算の違いが大きすぎます。保険料の値上げを前提にした予算であったのではないかと、また今回は国保運営協議会のあり方が問われています。国保運営協議会での十分な審議とその内容の公開を求めます。そして今後は市民に国保特別会計の財政がわかるように情報を公開するべきだと考えます。滞納者の増加はもはや収納対策では限界が来ています。滞納の大部分は所得が50万円未満の世帯で件数が1,545件約68%を占め滞納累計額が2億6千万円金額で46%を占めております。これ以上の滞納状況の悪化をなくすには一般会計からの繰入金を大幅に増やし保険料の値下げを行うことや、減免制度の周知徹底と運用の改善、制度の拡充などを図るべきではないでしょうか。以上を以て反対の討論といたします。

○議案第75号平成18年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

賛成討論

この制度のバランス崩壊を正す

ために、国において抜本的な改善策を思案し、苦慮しているところであり、65歳以上の割合は、20年前には10%強、10年前には15%、そして現在は20%を越えています。当市の社会保険加入世帯として、国民健康保険は3分の2の加入を占めていることから、この急激な高齢化に国民健康保険特別会計は歳入不足の悲鳴を上げています。その歳入不足の穴埋めとして、各社会保険者の共通財産でもある一般会計からの繰り入れも余儀なくされ、さらには、基金をも取り崩し、平成19年度予算からも繰上充用され、国保会計へ充当している状況にあります。この状況を全

ての市民に理解していただき、今後、国民健康保険税をさらに値上げするのか、若しくは、保険給付費の療養諸費用を抑えるべく、受診者の負担割合を増やすのか、給付対象をさらに制限するのか、平成20年4月から始まる新しい高齢者医療制度を踏まえ、市民共々考えなくてはなりません。議案第75号18年度国保特別会計の痛ましい決算内容を次世代の社会のために、試金石ならぬ、反面教師の戒めとして賛成し、今後、我々の社会保障制度を地方自治体としても、十分に論議を重ねるものであります。

○議案第77号かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

反対討論

一般質問でも公共下水道のあり方を問題に致しましたが、当初予算の3月でも昨年3月の反対討論では公共料金が高い、原因はまず第一に建設コストが高い、そして第二に非効率的な下水道建設工事、これは国や県の公共工政策がその要因だと考えますが、人口に見合わない事業計画がある。そして第三に公正な取引を阻む談合構造によって高値で落札をする、こういう建設コストが高ければ管理運営費に跳ね返る、結果として受益者負担能力を超える公共料金となっていると指摘をいたしました。インフラ整備と称して本来の公共下水道のあり方から脱して住民の要求に基づいた下水道事業であったのか、公共工事のための工事ではなかったのか、今検証しなければならぬときであると思います。1戸あたりの建設費用が莫大であります。行政の計画段階と実施過程における途中での検証が不十分のまま進行してしまったのではないかと。これが平成18年度中佐谷の下水道建設費用は1戸あたり1千万円という事態をもたらした

しました。これを繰り返してはなりません。

平成18年度一般会計決算において、浄化槽設置整備事業に多額の不用額を出していますが、費用対効果を考えれば今後は合併浄化槽の推進を図るべきだと考えます。抜本的な対策を求めて、反対討論とします。

○議案第78号かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

反対討論

下水道会計や農集排水会計への一般会計からの繰入金が増え、經常収支比率を押し上げる一因となっており、下水道建設及び農集排水会計に充てられた膨大な地方債、この元利償還金が実質公債比率を上げる理由になるなど、財政への影響が無視できません。審議の中で、加入が進まないことが、明らかにになりました。実態にあった積極的な融資策などの加入促進の打開策がなければ、一層深刻な決算が続くのではないのでしょうか。加入できない理由・原因を徹底的に調査分析して、その対応を求め、反対討論とします。

○議案第81号かすみがうら市水道事業特別会計歳入歳出決算について

反対討論

水道工事入札において昨年は水道④6号線迂回路工事に伴う送水管仮設・布設替工事について、官製談合と疑われる入札が行なわれた。なぜ応札業者が2社だったか。再入札の応札業者は1社・共同企業体方式、点数の低い業者が参加できるように枠を拡大したというが実際的には、抜き打ち的方式を変えるやり方でした。公平な入札だったとは言えません。市の水道会計から、給水単価は、今223円/1㎡あたりで給水原価は256円であります。33円の赤字で、原水及び浄水費の占める割合が年々増加して、平成16年度は29.4%だったのが、平成18年度では35%と上昇。企業努力が県の押し付けられた購入水によって水の泡となっており、県から押し付けられた水量、購入水との認識が市当局には足りません。県からの供給水量問題は、市の水道会計事業からは避けて通れない問題であります。水量契約の変更は急務だと考えます。

地下水のたいなる利活用が市民の暮らしにとって安くておいしい水道水の供給となります。土浦市議会では今年の6月、県から購入している契約水量の引き下げを求めて県に意見書を提出いたしましたし

た。現況を考えれば契約の引き下げを検討すべきであります。ぜひ基本水量10㎡を5㎡に変えて欲しいという住民からの切実な訴えがあります。当市においては仮に5㎡を基本水量として基本料金を1千円とし6㎡・10㎡までの超過料金を1㎡当たり200円で試算すると月額450万円の財源が必要だと言います。水道会計に一定の改善が見られておりますが。未処分利益剰余金1億2,453万円は借金返済の積立金にするのではなく、市民に還元すべきだと考えます。ぜひ基本水量10㎡を5㎡に変えることを求めます。

また、合併特例債事業として、土浦から供給を受けている土浦・千代田工業団地内の水をかすみがうら地区から供給するために、配水管延長事業はムダな事業であったことを指摘し、反対討論とします。

○議案第81号かすみがうら市水道事業特別会計歳入歳出決算について

賛成討論

安全な水を安定的に供給することとが水道事業の目的でもあり、使命でもあると確信するところで、平成18年度決算における市の水道水の供給体制は、県の企

業局からは全体の40%にあたる180万㎡を購入し、地下水と併せて市内に給水している状況であります。その購入水の費用は、水道事業の経営に影響をさせているようです。近い将来には、地盤沈下の要因とも思われる地下水の取水について、その規制も厳しくなると思われます。安全で安心な水を安定して供給するためには、県計画としての企業局の水を十分視野に入れていくことが、重要だと考えられます。

しかし、老朽施設の更新や改修等の課題も山積してはいますが、水道事業の運営としては、切り詰めた経営により経費を削減し、わずかながらも収益を増収できたことは、その努力の成果だと確認しております。

今後とも、ライフラインの一端を担うべく、一層の経営基盤の確立に努力されることを期待し、本決算に賛成するものであります。



総務委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の制定について
- ・かすみがうら市情報公開条例の一部改正について
- ・政治倫理の確立のためのかすみがうら市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市火災予防条例の一部改正について
- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）



▲観光帆引き船

【審査内容】

Q：補正予算の中で新市主要プロジェクト調査業務について伺う。

A：広く首都圏より市に訪れる方を増員すること、ブランド化を目指すということが事業の内容になります。このため、市への観光客となる交流人口の増加を図るものです。

Q：地域集会施設整備費補助金について、市街化区域においては新規に集会施設を設置するには困難な状態があると考え、公平性の視点からどのように考えるか伺う。

A：公共施設の会議室等を利用することは可能かと思えます。

Q：地域集会施設整備費補助金について、補助率が2分の1ということであるが、上限額は設けているのか。

A：上限額は1,275万円としております。

文教厚生委員会

【付託案件】

- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ・教育予算の拡充を求める請願



▲学校理科準備室

【審査内容】

Q：診療報酬の点検員が委託の補正について伺う。

A：当初は、賃金で計上しておりました。生活保護関係のレセプト点検で、月に2日の勤務で月額6,640円の賃金で依頼していたのですが点検員が退職したため予算計上しました。期間は、10月から来年の3月までです。

Q：教育費の補正予算で理科支援委員等謝礼について伺う。

A：理科が得意な人材を小学校高学年の授業に活用し、観察・実験等における教員の支援や先端科学技術に関する実験等の演習・体験活動などをサポートする先生です。

Q：介護保険特別会計補正予算で第1号保険者保険料還付金について伺う。

A：年金額18万円以上の第1号被保険者保険料については、特別徴収として年金から天引きされるが保険料の納入は、1年を6期に分けて、2箇月分を納入しますが、その途中、転出・死亡された192名の方に対し、1箇月分の保険料を返還します。それに伴って社会保険庁から年度経過後に請求があり支払う内容であります。

産業建設委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市都市公園条例の一部改正について
- ・市道路線の認定（4件）について
- ・市道路線の廃止について
- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）



▲整備途中の神立停車場線

【審査内容】

Q：都市公園条例の一部改正については、今までいろいろな事業で整備をしてきた公園が、別表のように都市公園に位置付けするのか伺う。

A：かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例ということで、題名も改正する内容であります。第2常陸野公園は調整区域に設置されている公園ですので、別表の中に入れて、包括的にこの条例の中で管理いたします。

Q：7、8款の報償費の指定管理者選定委員はどのようなメンバーで組織するものなのか伺う。

A：外部委員で3名です。

Q：土木費の街路事業費の補正内容について伺う。

A：神立停車場線の用地取得です。取得については土地開発公社を活用してきましたが、事業の早期完了のため、今回、直接買収に切り替えての補正内容です。

圓城寺正道議員



▲下水道管の埋設工事

A 個別推進を実施します

Q 下水道の接続加入促進について伺う。

A 土木部長 今年度も未接続の職員に対し、官に携わる者として十分に事業の趣旨を理解していただき早期に加入されるよう個別面談等を実施しています。今後も引き続き推進をしてまいります。

A 市長 地産地消の推進と、加工品としての流通を促進するため、市としても農産物の加工品の取り組みへの支援を積極的に行う必要があると考えております。

今年度から3箇年事業として、県の新市町主要プロジェクト支援事業美味多彩湖山の宝発掘プロジェクトに取り組み、果樹振興地域

Q 農産物のブランド化について伺う。

A 今年度から3箇年事業として、県の新市町主要プロジェクト支援事業美味多彩湖山の宝発掘プロジェクトに取り組み、果樹振興地域

Q 合併特例債事業の見直しは

A 緊縮財政を踏まえ検討委員会を設置

Q 合併特例債事業の見直しについて伺う。

A 市長 国・県への予算要望

Q 合併特例債事業について、内部の検証をすべきと考えます。なお、合併特例債事業については、内部的な検証組織の中で個別事業を検証した上、議会において協議いただきたいと考えております。

A 市長 国・県への予算要望は、市として各期成同盟や協議会の構成員として当該事業の早期着工、完成を求める陳情、要望を例年実施をしている公式のものとは非公式のものと両方があります。国も県も財政が厳しい中で、地域の特色にあった形で支援をいただくため地域の実情も訴えながら積極的な要望、陳情を行ってまいります。

Q 合併特例債事業の見直しについて伺う。

A 市長 合併特例債事業については、新市建設計画に基づき議決事項として推進した経過があります。今後も財政予測を行い、併せて各種の事務事業費の精査を行い、事業計画の検証をすべきと考えております。

本市の財政状況は、税源移譲があつたものの一般財源は減少傾向にある中で財政運営をしなければならぬことを認識し、今後も財政予測し、各種の事務事業費の精査を行い、基本的には着手した事業は早急に遂行する必要がありますと考えます。なお、合併特例債事業については、内部的な検証組織の中で個別事業を検証した上、議会において協議いただきたいと考えております。

Q 財源施策の国や県に対しての要望事項を示す考え

A 財源施策の国や県に対しての要望事項を示す考え



▲早期完成を要望している千代田石岡バイパス

質問事項

- 合併特例債について (1) 事業見直しの検討・協議の状況と結果について (2) 見直し検討・協議の方法と報告について (3) 見直し提言による事業変更の意思について
- 事業編成について (1) 地方財政改革に応じた事業の効果から採算への移行について (2) 財源の担保となる事業の優先執行について (3) 次世代に引き継ぐ新たな価値観と質感の取り組みについて (4) 国・県の予算編成に対する当市の事業にかかる提案要求と定期公表について
- 環境行政について (1) 鶏糞炭化装置の見極めと今後の対応について
- 教育行政について (1) 中学校部活動顧問の専門性と多様化する生徒の校外活動の評価について

質問事項

- 一般行政について (1) 給食関係について
- 下水道関係について (1) 加入について
- 教育行政について (1) 部活導入の必要性について (2) 倫理教育について
- 農業行政について (1) 農産物のブランド化について (2) GAP (Good Agricultural Practice) の認定について

桂木 庸雄 議員

Q 霞ヶ浦周辺の水田におけるスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の対策について伺う。

A 産業経済部長 土地改良組合員に防除をお願いするとともに、堤脚水路内の貝につきましては、貝が寒さに弱いことから、冬季に浚渫工事を施工いたします。駆除方法は、農業改良普及センターから専門的な防除対策を指導して頂き農家の

Q 霞ヶ浦沿岸の水田のジャンボタニシの被害対策は

A 関係機関と協議し予防策・殺貝に務めます

皆様へジャンボタニシの防除についての資料を回覧により周知をいたしました。今後も、ジャンボタニシの被害の拡大を防ぐために、関係機関との情報交換をより密にし、生息状況や予防策、殺貝についての周知に努めます。

準備を、現在進めているところであり、関係機関との連携や情報収集に努めております。なお、本年度を試行期間としておりますコミュニティバスのさらなる利便性の向上や、福祉対策として実施している福祉タクシー利用助成事業の利用促進など、高齢者をはじめとする交通弱者への対応について、より良い具体策等を検討し取り組んでまいります。



▲稲を食害するジャンボタニシの稚貝

質問事項

1. 農業行政について (1) 遊休地の有効利用の対応は (2) 霞ヶ浦周辺の水田におけるスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の対策は (3) 品目横断的経営安定対策について
2. 福祉行政について (1) 各地の路線バス廃止に伴う、高齢者・交通弱者への本市の対応は
3. 社会資本の整備について (1) 市内全域の高速インターネットの開通の対応は
4. 教育行政について (1) 道徳教育のリーフレット型資料の活用について (2) 学力アップに効果的な事項についての取り組みは (3) 中学生に「うつ状態」（調査結果）の生徒の対策は (4) 放課後子どもプランの対応について

栗山 千勝 議員



▲大型養鶏場外観

Q 悪臭対策装置は6月に稼働ではないか

A 協定書を遵守するよう指導します

Q 大型養鶏場の悪臭対策装置が6月中に稼働するはずだったが。

A 環境経済部長 6月中には乾燥装置が稼働すると企業からの回答がありました。現在においても本格稼働されていない状況です。

今後の対応につきましては、石岡市、かすみがうら市、つくばファームの三者間において、協定書を締結しておりますので、

周辺環境に及ぼす影響を最小限にとどめるために適切な施設整備及び管理体制の確立を積極的に推進することになっておりますので協定書を遵守するよう指導したいと考えております。

Q 議員の報酬問題と署名活動について伺う。

A 市長 議会議員の報酬問題に関しては、議会初日の冒頭に、議会の総意を以って、改正前に戻す形で、提案・可決

質問事項

1. 財政問題 (1) 10年先までの本市の財政状況について
2. 生活環境について (1) 隣接する石岡市の大型養鶏場からの悪臭対策装置が、6月中に稼働するはずが、いまだに稼働されないが、市の対応策について
3. 職員教育 (1) 指導管理の基本姿勢について (2) 職員の研修計画について
4. 行政問題 (1) 議員報酬問題と署名活動について



▲大和田バイパス整備状況

古川 誠一 議員

佐藤 文雄 議員

Q 国民健康保険証の交付状況は

A 未交付は725世帯、1,080名程です

Q 国保税の値上げによつてますます滞納者が増大し、まともに保険証を受領できない被保険者がうみだされることが心配される。まさに国民皆保険制度の崩壊。保険証の交付状況について伺う。

られた方については保険証を随時発行しております。相談に見えず現在保険証を持っていない者は725世帯、1,080名ほどおります。

A 市長 現在、市内の公営住宅は、県営千代田アパートがあり、管理戸数は90戸ですが、空き室がほとんどない状況です。市営住宅の整備は、少子高齢化社会にあつて高齢者等に配慮した福祉施設との連携など、総合的な政策として展開することが必要となりますので、将来的な課題として研究してまいりたいと思います。



▲県営千代田アパート

A 市民部長 滞納のある方は納税相談の実施について通知を送付し、その後納付された方や相談にこ

Q 大和田バイパスの完成は

A 平成21年を目途に整備を進めます

Q 大和田バイパスの完成予定年月について伺う。

A 土木部長 ②2644号線、通称大和田バイパスにつきましては、建設計画では平成22年3月を予定しておりますが、交通量の増大等に伴い、関係機関からの要望により、早期整備を図るため、1年前倒しの平成21年3月開通を目途として現在整備を進めてい

Q 霞ヶ浦の地先権について伺う。

A 市長 霞ヶ浦については、現在、湖面上の市町村の境界は未設定であり、霞ヶ浦に係る交付税措置は、茨城県への都道府県分のみが交付されます。霞ヶ浦における市町村の境界が設定された場合には、沿岸の各市町村の面積が増えること

となり、先の琵琶湖の例からも、地方交付税の交付額は、それぞれ増額となることが見込まれます。今後、公有水面の設定に係る課題等の精査・検討を進めるとともに、関係市町村・機関との調整・連携を図りながら、霞ヶ浦における市町村の境界の設定について、県へ要望をしてまいりたいと考えております。

質問事項

1. 跨線橋と周辺整備について
 - (1) 実現のための方策について
 - (2) 跨線橋に伴う接続道路の整備について
 - (3) 神立駅東口の整備について
2. 大和田バイパスと分庁舎周辺の整備について
 - (1) 完成予定年月日について
 - (2) 農振除外の計画について
 - (3) 雨水の流末処理について
 - (4) 企業誘致について
3. 霞ヶ浦地区保育所整備、統合計画について
 - (1) 2箇所統合保育所という計画だったがなぜ3箇所になったのか

質問事項

1. 市政について (1) 財政健全化法について (2) 公共下水道事業について
2. 入札制度の改善について (1) 一般競争入札の拡充と改善について (2) 予定価格の事前公表について (3) 市道⑥号線迂回路工事に関わる疑惑について (4) 湖北環境衛生組合のし尿処理施設建設に関する談合問題について
3. 向原土地区画整理事業について (1) 保留地販売について (2) 債務負担行為の執行について
4. 水道事業について (1) 県との契約水量について (2) 県の地下水規制について
5. 福祉行政について (1) 国民健康保険制度について
6. 住み良いまちづくりについて (1) つくばファームの悪臭対策について (2) 市営住宅の必要性について

中根 光男 議員



▲児童クラブで学習する子どもたち

Q 学童保育の対応は

A あらゆる施設の利用を検討します

Q 学童保育の充実について伺う。

A 保健福祉部長 今年度は、放課後児童クラブが設置されてい

なかつた地域についても整備を行っています。児童の受け入れが困難な児童クラブについては、これまでも地元の皆様に大変ご迷惑をおかけしているところですが、学童保育の充実というところで請願が提出されておりますので文教厚生委員会の中でも、いろいろご協議をしているところです。今後、執行部におきましても、学校施設の利用など、あらゆる方向につきまして早急に検討を重ねてまいりたいと考えております。

Q いじめについて伺う。

A 教育長 いじめの現状は、1学期末の時点で小学校6件、中学校10件、学校から報告がありました。その内容は、小学校では、仲間はずれや悪口、中学校においては、言葉による嫌がらせなどがありました。現在は、

解決していると報告を受けておりますが、人間関係の修復等のため、継続的な観察や援助を進めるように各学校に指導をいたしております。発見後の対応については、被害者となる児童生徒を守るということを第一に考え、全職員による事実の共有化、保護者への連絡、関係機関と連携、いじめた児童生徒への指導、再発防止等、組織を挙げた解決策の体制を整えており必要に応じ指導主事を派遣して、助言・指導を行い、早期の解決に努めております。

Q 残土埋め立ては地元の意見を聞くべき

A 地元の住民の理解を得る対応をします

Q 環境問題について伺う。

A 環境経済部長 上佐谷地内の建設残土を用いた土地の形状変更の事業につきましては、7月25日に開かれた産業建設委員会において、各議員から、ご意見をいただいたところ

に、事前協議を設け、周辺住民に対し、事前に説明会を義務づけてあります。このことにより、地元と協議が行われることとなります。地元の住民の理解が第一との観点に立ち対応してまいります。

Q 教育行政について伺う。

A 教育部長 志筑小学校の敷地に、関しては、18年度事業として、造成工事を完了しました。本年の事業として、開発行為や建築確認の手続き

を含む全体設計について、平成20年3月10日までの工期において、実施設計業務の委託作業を進めています。特に、作業の中で、関係者との協議や財源の調整作業はありますが、年度末には、事業費を含む全体の計画が明らかになる予定です。また、国からの交付金の手続き等も、平成20年度に校舎の建築に着手し、平成21年度は屋内体育館、さらにはグラウンドの整備、平成22年度にプールなどの整備を行い平成22年の4月開校を目指して進めているところです。



▲造成が完了した志筑小学校建設予定地

質問事項

- 行政全般について
 - (1) 市長の政治姿勢について
 - (2) 入札について
 - (3) 環境問題について
 - (4) 教育行政について

質問事項

- 児童福祉行政について
 - (1) 学童保育の充実について
- 農業行政について
 - (1) 農業後継者の育成について
- 教育行政について
 - (1) シックススクール対策について
 - (2) 外国語教育特区の認識と具体的な取り組みについて
 - (3) 活字文化振興法に対する認識と具体的な取り組みについて
 - (4) いじめについて

○ 閉会中に行われた常任委員会

総務委員会

《8月9日開催》

調査項目

- 1 入札制度及び契約に関する事項
- 2 総務委員会の所管に関する事項について
 - (1) 行政評価制度の概要と進捗状況について
 - (2) 人事評価制度の概要と進捗状況について
 - (3) 平成19年度各市税の状況について



▲建築が進む（仮称）かすみがうら市福祉センター

文教厚生委員会

《7月11日開催》

審査項目

請願第6号 学童保育の拡充について

《8月28日開催》

審査項目

請願第6号 学童保育の拡充について



▲稲吉児童館

産業建設委員会

《7月25日開催》

調査項目

- 1) 道路整備について（跨線橋について）
- 2) 環境衛生及び公害に関する事項
- 3) 所管の予算の執行状況について



▲養鵝場視察風景



板橋区との交流事業で稲刈り・栗拾いツアーを行う。

9月22日、市内の圃場で区民80人が参加し関係者の指導で稲刈り・栗拾い体験が行われ、秋空の下、さわやかな汗をかき収穫の喜びを体験しました。

豆辞典



委員会とは、本会議で全議員によって審議を進めるより、議会の内部に複数の組織を設けて、それぞれの組織における分担を決め、その分担にしたがって審査をしていくことが、議会にとってより能率的・効果的に審議を行うことができる本会議の下審議機関を言います。当市議会では総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会の3つの委員会（常任委員会）があり自主的に調査をしたり、議会から条例の審査や住民から提出された請願などを審査します。そのほか定例会や臨時会において会期の調整や日程、質問者の質問事項の調整など、議会の運営を円滑にするための委員会として議会運営委員会があります。特別委員会は、議会が特に必要があると認めた案件を審査するために、その都度設置する委員会です。そのため、審査する案件が終われば消滅する委員会です。

委員会と特別委員会

平成19年 第4回定例会市議会のお知らせ

第4回定例会市議会は、12月6日（木）から開会となっています。会期日程については、お知らせ版に掲載させていただきます。
なお、本会議はどなたでも傍聴することができます。どうぞお気軽にお越しください。

詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

電話 0299 (59) 2111 内線 1302

ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gikai/>

メールアドレス gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp

編集後記

早くも年の瀬を迎える時節となりました。この一年は、否定的な事案に対する報道が拍車をかけ、年金問題をはじめに政治や行政に対する関心が高まった年でありました。背景として、少子高齢化が進むことにより、将来の社会構造に対する不安や景気の伸び悩みといったことが切実に表れたと考えられます。

かすが市が市において、これらの背景を踏まえ「合併したメリットを地域にサイクルとして構築させ、市の価値を高めて健全な行政運営を図る」という当面の課題に、市議会としては、市民に代わり論議を尽くすことが責務であり、市長と共に地域の将来を背負っていることにあります。

議会は、市長が決定した運営事項について可否を行うことが主たる仕事であります。その可否を負うためにも、「殉難の士となる真情とその意気や創造力を保つ自活のバランス」を保たなければなりません。そして、価値のある可否を行うために、国や県、近隣市町村の動静を見据え、地域に合致した方策へ牽引しなければなりません。

市民のみなさんの思い思いの意見が、市議会としてどのように表れているのか、議会だよりも限られた予算の中で、今後、解り易く改善に努める次第です。ぜひ本会議の傍聴にもお気軽にお越しください。

（編集委員 古橋智樹）